

議第67号

高山市誰にもやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例について

高山市誰にもやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年9月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正に伴い改正しようとする。

高山市誰にもやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例

高山市誰にもやさしいまちづくり条例（平成16年高山市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「施行令」という。）の例による。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定めるものをいう。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「施行令」という。）の例による。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物<u>その他の特定建築物</u>であって、移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定めるものをいう。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)</p> <p>第17条 (略)</p> <p><u>2 施行令第10条第2項の規定による条例対象小規模特別特定建築物についての法第14条第3項の規定に基づき条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項並びに構造及び配置に関する基準は、前項の規定によるもののほか、施行令第11条から第14条まで、第16条から第18条まで及び第20条から第24条までに定めるところによる。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正は、令和3年10月1日から施行する。